| 主眼事項 | 着　　眼　　点　　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| ＜趣旨＞ | ※　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護とは、指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託介護予防サービス」という。）が行われるものをいう。◆平１８厚労令３５第２５３条 |  |  |
| 第１の１　指定居宅サービスの事業の一般原則　 | □　指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。◆平１８厚労令３５第３条第１項　□　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。　◆平１８厚労令３５第３条第２項□　指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。◆平１８厚労令３５第３条第3項□　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。◆平２４府条例２７第３条□　指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。◆平１８厚労令３５第３条第４項 | 適・否 | 責任者等体制の有・無研修等実施の有・無 |
| 第１の２　基本方針＜法第１１５条の３第１項＞ | □　介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。◆平１８厚労令３５第２５４条第１項□　事業者は、安定的かつ継続的な事業運営に努めているか。◆平１８厚労令３５第２５４条第２項 | 適・否 |  |
| 第１の３　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者（利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある者）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員ではないか。　◆平２４府条例２７第４条□　前項の事業所は、その運営について、暴排条例第２条第４号に規定する暴力団員等の支配を受けていないか。　◆平２４府条例２７第４条 | 適・否 |  |
| 第２　人員に関する基準＜法第１１５条の４第１項＞ | ※　以下の項目を除く項目で、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第２のうち、介護職員に係る基準を除き、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業に準用する。◆平１８厚労令３５第２５５条、２５６条 ただし、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」は「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」と、「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」は「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」と、「特定施設サービス」は「介護予防特定施設サービス」と、「介護予防サービス」は「居宅サービス」と読み替える。◆平１１老企２５第４の一 | 適・否 | 施設の入居定員：　人点検時点での総利用者数 人利用者数：　　　　人（前年度平均値とする） |
| １　指定介護予　防特定施設単　体運営事業所（１）生活相談　　員 | □ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに１人以上であるか。◆平１８厚労令３５第２５５条第１項第１号□　生活相談員のうち１人以上は、専らその職務に従事し、かつ常勤であるか。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができる。　◆平１８厚労令３５第２５５条第５項　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３）準用 | 適・否 |  |
| （２）介護職員 | □　常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに１以上であるか。◆平１８厚労令３５第２５５条第１項第２号 | 適・否 | 介護職員　常勤 　　人 非常勤　　　 　人　換算後計　　　　人・必要職員数　　　人　＝利用者数÷30 |
| （３）計画作成　　担当者 | □　１以上となっているか。　◆平１８厚労令３５第２５５条第１項第３号　　（利用者の数が100又はその端数を増すごとに１を標準とする。）□　専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画の作成を担当させるのに適当と認められるものとなっており、そのうち１人以上は常勤となっているか。　　ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事することができる。◆平１８厚労令３５第２５５条第６項　　◎　「他の職務」は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る職務に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該施設の入居者に対する生活相談等のサービスの提供を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（３）準用 | 適・否 | 人数：氏名：資格：兼務内容： |
| （４）その他 | □　事業者は、常に１以上の指定介護予防特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しているか。　　ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。　◆平１８厚労令３５第２５５条第４項　◎　「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（２）準用 | 適・否 |  |
| ２　指定特定施　設との一体的　運営事業所（１）生活相談　　員 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。 　ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１８厚労令３５第２５５条第２項第１号 | 適・否 |  |
| （２）介護職員 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。 　ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１８厚労令３５第２５５条第２項第２号 | 適・否 |  |
| （３）計画作成　　担当者 | ※　特定施設入居者生活介護の主眼事項第２の２を準用する。 ただし、「特定施設入居者生活介護」は「介護予防特定施設入居者生活介護」と、「介護予防特定施設入居者生活介護」は「特定施設入居者生活介護」と、読み替える。◆平１８厚労令３５第２５５条第２項第３号 | 適・否 |  |
| （４）その他 | □　事業者は、常に１以上の指定特定施設の従業者（外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しているか。　　ただし、宿直時間帯にあっては、この限りではない。　◆平１８厚労令３５第２５５条第４項　◎　「指定特定施設の従業者」は、外部サービス利用型特定施設従業者に限るものではなく、要介護者及び要支援者以外の当該特定施設の入居者に対して生活相談等のサービスを提供する者等を含むものとする。◆平１１老企２５第３の十の二１（２）準用 | 適・否 |  |
| ３　利用者の数 | □　第２の１及び２の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。　　　◆平１８厚労令３５第２５５条第３項 | 適・否 |  |
| ４　管理者 | □ 施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置いているか。　　ただし、施設の管理上支障がない場合は、当該施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することは差し支えない。◆平１８厚労令３５第２５６条 | 適・否 | 氏名：兼務内容： |
| 第３　設備に関する基準＜法第１１５条の４第２項＞ | ※　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第３の全てを、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護事業に準用する。 ただし、「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」は「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」と、「外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護」は「外部サービス利用型特定施設入居者生活介護」と、「居宅サービス等基準第192条の６」は「介護予防サービス等基準第257条」と読み替える。◆平１８厚労令３５第２５７条、平１１老企２５第３の十の二２準用 | 適・否 |  |
| 第４　運営に関する基準＜法第１１５条の４第２項＞ | □ 特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の運営に関する基準のうち、２から８、１１から１５、１８から３２は、外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。 ただし、「要介護認定」は「要支援認定」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「特定施設」は「介護予防特定施設」と、「居宅介護サービス費用基準額」は「介護予防サービス費用基準額」と、「居宅介護サービス費」は「介護予防サービス費」と、「要介護状態の程度を増進させたと認められるとき」は「要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき」と読み替える。◆平１８厚労令３５第２６２条 |  |  |
| １　内容及び手続の説明及び契約の締結等 | □　事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、当該事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及びサービスの提供に関する契約を文書により締結しているか。◆平１８厚労令３５第２５８条第１項　◎　サービスの選択に資すると認められる重要事項◆平１１老企２５第３の十の二３（１）準用　　ア　運営規程の概要　　イ　従業者の勤務の体制 ウ　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防居宅サービス事業者の業務の分担の内容 エ　受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称並びに介護予防サービスの種類　　オ　居室、浴室及び食堂の概要　　カ　要介護状態区分又は要支援状態区分に応じて当該事業者が提供する標準的な介護予防サービスの内容 キ　安否確認の方法及び手順　　ク　利用料の額及びその改定の方法　　ケ　事故発生時の対応等 ◎ 契約書に記載すべき事項　◆平１１老企２５第３の十の二３（１）準用　　　少なくとも、介護予防サービスの提供の方法、利用料その他費用の額、契約解除の条件を記載すること。 ※ 入居申込者又はその家族から申出があった場合には、文書の交付に代えて電磁的方法により提出することも可。◆平１８厚労令３５第４９条の２第２項準用□ 事業者は、契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めていないか。　◆平１８厚労令３５第２５８条第２項□ 事業者は、より適切なサービスを提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ契約書に明記しているか。　◆平１８厚労令３５第２５８条第３項 | 適・否 | 最新の重要事項説明書及び契約書で内容確認契約の時期確認（自立時から入所の場合、要支援認定を受けてから改めての契約か） |
| ２　介護予防特　定施設サービ　ス計画の作成 | □　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の９の「特定施設サービス計画の作成」を準用するほか、以下の点に留意して行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条準用、平１１老企２５第３の十の二３（６）準用 ◎　当該介護予防特定施設の計画作成担当者は、他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者と受託介護予防サービス事業者と協議の上、介護予防特定施設サービス計画の原案を作成すること。 ◎　受託介護予防サービス事業者のサービス計画（介護予防訪問看護計画、介護予防福祉用具貸与計画等）は、介護予防特定施設サービス計画と整合を図ること。 | 適・否 |  |
| ３　受託介護予　防サービスの　提供 | □　介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。◆平１８厚労令３５第２６３条第１項　 ◎　「必要な措置」とは、例えば、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業所の従業者による会議を開催し、利用者への介護予防サービス提供等に係る情報伝達、介護予防特定施設サービス計画作成にあたっての協議等を行うことである。◆平１１老企２５第３の十の二３（２）準用　　　□ 受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させているか。◆平１8厚労令３５第２６３条第２項 | 適・否 |  |
| ４　運営規程 | □　指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。◆平１８厚労令３５第２５９条　ア　事業の目的及び運営の方針　イ　外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務内容◎　従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、第２において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない（第４の１に規定する重要事項を記した文書に記載する場合についても、同様とする。）◆平１１老企２５第３の一３（１９）①準用　ウ　入居定員及び居室数　エ　外部サービス利用型介護予防特定入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額　◎　サービスの内容については、利用者の安否の確認、生活相談、計画作成の方法等を指す。◆平１１老企２５第３の十の二３（３）①準用 オ　受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地　カ　利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続　キ 施設の利用に当たっての留意事項　ク　緊急時等における対応方法　ケ　非常災害対策　コ　虐待の防止のための措置に関する事項◎　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の３０の虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案（以下「虐待等」という。）が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。◆平１1老企２５第３の一３（１９）⑤準用サ　その他運営に関する重要事項 ◎　従業者間で利用者に緊急時対応等を行った場合の内容について共有するための方法を定めておくこと。◆平１１老企２５第３の十の二３（３）②準用　　 ◎　利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続について定めておくことが望ましい。◆平１１老企２５第３の十の二３（３）②準用 | 適・否 | 変更ある場合、変更届が出ているか（人員のみなら4/1付）その他の利用料は金額明示か（実費も可）重要事項説明書と不整合ないか□職員の職種・員数□利用料・その他費用 |
| ５　受託介護 予防サービ 1　ス事業者へ　の委託 　　　　　　 　　　　2 　　 3 　　　　　　4 5 6 7 8 | □　受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第１項 ◎　4及び5における委託契約において以下の事項を文書により取り決めなければならない。この場合において、受託介護予防サービス事業者に委託した業務を再委託させてはならない。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）①準用　　　 ア　当該委託の範囲 イ　当該委託に係る業務（以下「委託業務」という。）の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託介護予防サービス事業者の従業者により当該委託業務が運営基準に従って適切に行われていることを外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が定期的に確認する旨 エ　当該委託業務に関し受託介護予防サービス事業者に対し指示を行い得る旨 オ　当該委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう「エ」の指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が確認する旨 カ　受託介護予防サービス事業所が実施した当該委託業務により入居者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在キ　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項 ◎ 上記ウ及びオの確認の結果の記録を作成すること。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）②準用　 ◎ 上記エの指示は文書により行うこと。　　　　　　◆平１１老企２５第３の十２の３（４）③準用 ◎　上記ウ及びオの確認の結果の記録を２年間保存すること。◆平１１老企２５第３の十２の３（４）④準用 ◎　介護予防サービスを提供する受託介護予防サービス事業者は、複数の事業者とすることも可能であること。◆平１１老企２５第３の十２の３（４）⑤準用□ 受託介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定業者（以下「指定事業者」という。）か。◆平１８厚労令３５第２６０条第２項□ 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防福祉用具貸与、指定介護予防認知症対応型通所介護及び指定第１号訪問事業並びに指定第１号通所事業となっているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第３項□ 事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、1に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第４項　　　ア　指定訪問介護又は指定第１号訪問事業に係るサービス　イ　指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第１号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス　ウ　指定介護予防訪問看護 ◎　法第115条の２第１項及び施行規則第140条の12第１項により、当該受託介護予防サービス事業者及び当該受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地を記載した書類を京都府知事に提出しなければならない。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑥準用□ 3に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、4の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、1に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結しているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第５項□ 3の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、指定介護予防特定施設と同一の市町村の区域内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第６項□ 受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行っているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第７項 ◎　当該指揮命令には、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の主眼事項第４の８準用の身体拘束等の禁止並びに同事項第４の２３準用の秘密保持等、同事項第４の２９準用の事故発生時の対応及び同事項第４の１４準用の緊急時の対応の規定において求められている内容が、当該サービスの提供に当たる受託介護予防サービス事業所の従事者によっても遵守されることを確保する旨が含まれていること。◆平１１老企２５第３の十の二３（４）⑧準用□ 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しているか。◆平１８厚労令３５第２６０条第８項 | 適・否 | 受託先（契約書有無）・　　　　（有・無）（　　　　　　　　）・　　　　（有・無）（　　　　　　　　）・　　　　（有・無）（　　　　　　　　）委託契約書確認（左記ア～キについて記載があるか）□左記ウ・オの確認結果記録→＜有・無＞□左記エの指示文書　→＜有・無＞定期確認の記録→＜　有・無　＞ |
| ６　記録の整備 | □　従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しているか。◆平１８厚労令３５第２６１条第１項□ 利用者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、その完結の日から２年間保存しているか。◆平１８厚労令３５第２６１条第２項　ア　介護予防特定施設サービス計画 イ　本主眼事項第５の３の規定による受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録 ウ　本主眼事項第４の５の8の規定による結果等の記録 エ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の13を準用する市町村への通知に係る記録 オ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の28を準用する苦情の内容等の記録 カ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第第４の29を準用する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 キ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の５を準用する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ク　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の８を準用する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ケ　特定施設入居者生活介護事業の主眼事項第４の18を準用する結果等の記録 | 適・否 | 誤った請求があったときに５年間遡って点検することになるため、左記記録を５年間保存すること。 |
| 第５　介護予防　のための効果　的な支援の方　法に関する基　準 |  |  |  |
| １　基本取扱方　針 | □ 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第１項準用□ 自らその提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図っているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第２項準用 ◎　提供されたサービスについては、外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならない。◆平１１老企２５第４の三８（１）④準用□ サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第３項準用□ 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第４項準用 ◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。◆平１１老企２５第４の三８（１）③準用□ サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。◆平１８厚労令３５第２４６条第５項準用 | 適・否 | 自主点検の有・無 |
| ２　具体的取 1　扱方針 2 3 4 5 6　　　　　　　　　　　　　　　　 7 8 9 | □ サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第１号準用□ 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者と協議のうえ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供するうえでの留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の原案を作成しているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第２号準用□ 計画作成担当者は、外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。　◆平１８厚労令３５第２４７条第３号準用 ◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。　　◆平１１老企２５第４の三８（２）②準用□ 計画作成担当者は、外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。　◆平１８厚労令３５第２４７条第４号準用□ サービスの提供に当たっては、外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第５号準用□ サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第６号準用□ 計画作成担当者は、他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも１回は、当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第７号準用□ 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の変更を行っているか。◆平１８厚労令３５第２４７条第８号準用□ 1から7までの規定は、8に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設サービス計画の変更について準用しているか。　◆平１８厚労令３５第２４７条第９号準用 | 適・否 | ツール：アセスメントの実施方法・ケアマネ実施・担当者実施、ケアマ　ネがチェック・職種ごとで項目を分　担して実施・その他計画の内容確認説明の方法確認同意は文書か交付したことが記録で確認できるかモニタリングの実施状況確認 |
| ３　受託介護予　防サービスの　提供 | □ 介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じているか。◆平１８厚労令３５第２６３条第１項□ 受託介護予防サービス事業者がサービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービス内容等を文書により報告させているか。◆平１８厚労令３５第２６３条第２項 | 適・否 | 報告内容が記録で確認できるか |
| ４　相談及び援　助 | □　常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行っているか。◆平１８厚労令３５条第２５０条準用　◎　社会生活に必要な支援とは、入居者自らの趣味又は嗜好に応じた生きがい活動、各種の公共サービス及び必要とする行政機関に対する手続等に関する情報提供又は相談である。　　◆平１１老企２５第４の三８（４）準用 | 適・否 |  |
| ５　利用者の家　族との連携等 | □　常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。◆平１８厚労令３５条第２５１条準用　◎　利用者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況を家族に定期的に報告する等常に利用者と家族の連携を図るとともに、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって利用者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めなければならない。◆平１１老企２５第４の三８（５）準用 | 適・否 |  |
| 第６　変更の届　出等＜法第１１５条の５＞ | □ 当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の22で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を京都府知事に届け出ているか。◆規則第１４０条の２２　 | 適・否 |  |
| 第７　介護給付　費の算定及び　取扱い＜法第５３条第２項＞１　基本的事項 | □　サービスに要する費用の額は、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」の別表「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。　　ただし、事業者が事業所ごとに指定単位数より低い単位数を設定する旨を、市に事前に届出を行った場合は、この限りではない。◆平１８厚労告１２７の一□　事業に要する費用の額は、「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。◆平１８厚労告１２７の二　※　１単位の単価は、10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。□　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。◆平１８厚告１２７の三 | 適・否 |  |
| ２　算定基準　　外部サービ　ス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 | □　指定介護予防特定施設において、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数（以下アからセまで）を基に得た当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る総単位数について、利用者の要支援状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数（注）を限度として算定しているか。◆平１８厚労告１２７別表８、◆平１８厚労告１６５第２号　注　厚生労働大臣が定める単位数◆平１８厚告１６５第２号ロ　　　限度単位数　　(1) 要支援１　　　　5,032 単位　　　　　　　　　　(2) 要支援２　　　 10,531 単位 | 適・否 |  |
| 　　　報酬の算　　定及び支払　　方法並びに　　委託料 | ◎　外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費は、基本サービス部分（当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が自ら行う介護予防特定施設サービス計画の作成利用者の安否の確認、利用者の生活相談等に相当する部分）及び各サービス部分（当該事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下「受託介護予防サービス事業者」という。）が提供する介護予防サービス部分）からなり、イ及びロの単位数を合算したものに介護予防特定施設入居者生活介護の１単位の単価を乗じて得た額が一括して外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる。　　介護職員が介護予防サービス基準に定める員数を満たさない場合の介護報酬の減算は、イの基本サービス部分についてのみ適用されることとなる。　　なお、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者においては、介護予防サービス基準上、看護職員の配置は義務付けられていない。◆平１８老計発第０３１７００１号他第２の９（２）①　　イ　基本サービス部分は１日につき57単位とする。　　ロ　各サービス部分については、介護予防特定施設サービス計画に基づき受託介護予防サービス事業者が各利用者に提供したサービス実績に応じて算定される。また、各サービス部分の対象サービス及び単位数については、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）の定めるところにより、当該告示で定める単位数を上限として算定する。なお、当該告示に定める各サービスの報酬に係る算定方法については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成11年厚生省告示第19号）に定める各サービスの報酬に係る算定方法と同趣旨となるが、次の点については取扱が大きく異なるので、留意されたい。　　　a　訪問介護について　　　　　介護福祉士、介護職員初任者研修課程修了者によるサービス提供に限り、算定すること。　　　b　訪問看護について 保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士によるサービス提供に限り算定すること。◎　外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が受託介護予防サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものである。　◆平１８老計発第０３１７００１号他第２の９（２）② | 適・否 |  |
| 　ア　基本サー　　ビス費 | □　利用者に対して、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が基本サービス（指定介護予防サービス基準第254条第２項に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合、１日につき57単位を算定しているか。◆平１８厚労告１６５号別表第２の１注１ | 適・否 |  |
| 　イ　障害者等　　支援加算 | □　養護老人ホームである指定介護予防特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、１日につき20単位を所定単位数に加算しているか。◆平１８厚労告１６５別表第２の１注２ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　ウ　指定訪問　　介護 | □　利用者に対して、指定訪問介護に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合には、次に掲げるそれぞれ所定単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第２の２イ　（1）週に1回程度の訪問介護が必要とされたもの　　1,032単位　（2）週に2回程度の訪問介護が必要とされたもの　　2,066単位（3）(2)に揚げる回数の程度を超える訪問介護が必要とされた者（その要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成１１厚生省令第58号）第2条第1項第2号に揚げる区分である者に限る）　　　　　3,277単位 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　エ　指定通所　　介護 | □　利用者に対して、指定通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第５号イ(2)に適合しているものとして京都府知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じてそれぞれの所定単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第２の３　　　　　　（1）要支援１　1,511単位　　　　　　（2）要支援２　3,099単位 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　オ　介護予防　　訪問入浴介　　護 | □　利用者に対して、受託介護予防サービス事業者の看護職員１人及び介護職員１人が、指定介護予防訪問入浴介護を行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　なお、介護予防訪問入浴介護費のイの注１から注10まで及びロからホまでについては適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第２の４ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　カ　介護予防　　訪問看護 | □　イ　通院が困難な利用者（末期の悪性腫瘍その他適合する利用者等第75号に規定する疾病等の患者を除く。）に対して、受託介護予防サービス事業者の看護師等が、その主治の医師の指示（指定介護予防訪問看護ステーションにあっては、主治の医師が交付した文書による指示）及び介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護を行った場合には、現に要した時間ではなく、介護予防訪問看護計画書に位置付けられた内容の指定介護予防訪問看護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問看護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第２の５イ□　ロ　所要時間が20分未満のものについては、指定介護予防訪問看護を24時間行うことができる体制を整えている指定介護予防訪問看護事業所であって、居宅サービス計画又は訪問看護計画書の中に20分以上の指定介護予防訪問看護が週1回以上含まれている場合に限り、算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第２の５ロ□　ハ　介護予防訪問看護費のイ(1)又はロ(1)について、准看護師が指定介護予防訪問看護を行った場合は、介護予防訪問看護費に100分の81を乗じて得た単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第２の５ハ□　ニ　介護予防訪問看護費のイの(5)について、指定訪問看護ステーションの理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき100分の81に相当する単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第２の５ニ□　ホ　上記イからニまでについては、介護予防訪問看護費のイ及びロの注1から注13まで、注15から注17まで並びにハからトまでについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第２の５ホ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　キ　介護予防　　訪問リハビ　　リテーショ　　ン | □　通院が困難な利用者に対して、受託介護予防サービス事業者の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、指定介護予防訪問リハビリテーションを行った場合には、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防訪問リハビリテーション費に１回につき100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　　なお、介護予防訪問リハビリテーション費のイの注１から注９まで及び注11から注13まで並びにロ及びハについては、適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第２の６ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　ク　介護予防　　通所リハビ　　リテーショ　　ン | □　イ　利用者に対して、受託介護予防サービス事業者が、事業所（予防基準第116条第１項に規定する事業所をいう。）において、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合には、利用者の要支援状態区分に応じて、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。　◆平１８厚労告１６５別表第２の７イ□　ロ　栄養改善加算 　　介護予防通所リハビリテーション費のニの栄養改善サービス（ニにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合に、１月につき180単位を加算しているか。　　◆平１８厚告１６５別表第２の７ロ□　ハ　口腔機能向上加算　　　　介護予防通所リハビリテーション費のヘの口腔機能向上サービス（ニにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合に、１月につき135単位を加算しているか。　　　◆平１８厚労告１６５別表第２の７ハ□　ニ　一体的サービス提供加算　　　　別に厚生労働大臣が定める基準平27厚告第95号第109号に適合しているものとして、京都府知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、１月につき480単位を加算しているか。ただし、ロ又はハを算定している場合は、算定しない。　　　◆平１８厚労告１６５別表第２の７ニ□　ホ　上記イからニまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注１から注10まで及びロからヌまでについては、適用しない。　◆平１８厚労告１６５別表第２の７ホ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　ケ　介護予防　　福祉用具貸　　与 | □　利用者に対して、受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定しているか。ただし、１月当たりの平均貸与件数が、１００件以上となったことのある福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与の基準（注）を満たさない指定介護予防福祉用具貸与を行った場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る単位数は、算定しない。　　なお、指定介護予防居宅サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注１から注５まで及び注７については適用しない。◆平１８厚労告１６５別表第２の８　　注　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準　◆平３0厚告８０　　 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　コ　介護予防　　認知症対応　　型通所介護 | □　イ　利用者に対して、受託介護予防サービス事業者が、施設基準第84号に適合しているものとして京都府知事に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費に100分の90を乗じて得た単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第２の９イ□　ロ　心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して、所要時間２時間以上３時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)（二）若しくは(2)（二）又はロ(2)の所定単位数の100分の57に相当する単位数を算定しているか。◆平１８厚労告１６５別表第２の９ロ　　□　ハ　個別機能訓練加算　　　　介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注10の個別機能訓練を行った場合に、１月につき24単位を加算しているか。　　　◆平１８厚労告１６５別表第２の９ハ□　ニ　栄養改善加算　　　　介護予防認知症対応型通所介護費の注13の栄養改善サービスを行った場合に、１月につき180単位を加算しているか。　　　◆平１８厚労告１６５別表第２の９ニ□　ホ　口腔機能向上加算　　　　介護予防認知症対応型通所介護費の注15の口腔機能向上サービスを行った場合に、１月につき135単位を加算しているか。　　　◆平１８厚労告１６５別表第２の９ホ□　ヘ　イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注１から注19まで並びにハからニまでについては、適用しない。　◆平１８厚労告１６５別表第２の９ヘ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　サ　指定第１　　号訪問事業 | □　利用者に対して、指定第１号訪問事業（法第115条の45第１項第１号イに規定する第１号訪問事業のうち、指定事業者により行われるものに限る。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等が、指定第１号訪問事業を行った場合は、本主眼事項第７の２ウ（指定訪問介護）を準用する。　◆平１８厚労告１６５別表第２の１０ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 　シ　指定第１　　号通所事業 | □　利用者に対して、指定第１号通所事業（法第115条の45第１項第１号ロに規定する第１号通所事業のうち、指定事業者により行われるものに限る。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定第１号通所事業を行った場合は、本主眼事項第７の２エ（指定通所介護）を準用する。　◆平１８厚労告１６５別表第２の１１ | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ３　従業者の員数が基準を満たさない場合の算定 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の３を準用する。  | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| ４　身体拘束廃止未実施減算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の４を準用する。 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| ５　高齢者虐待防止措置未実施減算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の５を準用する。 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| ６　業務継続計画未策定減算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の６を準用する。 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| ７　協力医療機関連携加算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の７を準用する。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ８　高齢者施設等感染対策向上加算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の８を準用する。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| ９　新興感染症等施設療養費 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の９を準用する。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |
| 10　サービス提供体制強化加算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の10を準用する。　 | 適・否 | 【　事例の有・無　】 |
| 11　介護職員等処遇改善加算 | ※　特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型）の主眼事項第６の11を準用する。 | 適・否 | 【　算定の有・無　】 |